

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	児童扶養手当届出又は書類物件未提出による一時差止		
根拠法令及び条項	児童扶養手当法第15条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 第十五条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく、 第二十八条第一項 の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差しとめることができる。		
処分基準 設定年月日	昭和36年11月29日	処分基準 最終変更年月日	平成26年4月23日
所管部署	こどもみらい 部 子育て応援 課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。